



事務連絡  
平成 29 年 3 月 10 日

社会保険診療報酬支払基金 }  
国民健康保険中央会 } 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の直接支払制度における助産所情報の取扱い等について

標記については、別添のとおり日本助産師会あて通知したので、助産所への周知・  
広報及び貴団体における助産所情報の適正管理について特段のご配慮をお願いいた  
します。

【別 添】

事 務 連 絡

平成 29 年 3 月 10 日

公益社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課

### 出産育児一時金等の直接支払制度における助産所情報の取扱い等について

出産育児一時金及び家族出産育児一時金の直接支払制度の取扱いについては、「「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について」（平成 28 年 12 月 16 日付け厚生労働省保険局長通知）において、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から実施することとしたところです。貴会におかれましては、助産所が保険者から支払業務の委託を受けた支払機関に対し、出産育児一時金等を請求するために必要となる助産所情報の取扱い等に係る対応を行っていただいておりますが、この度、平成 29 年 4 月 1 日から、下記のとおり取扱うこととしましたので、貴管下の会員等への周知につき特段のご配慮をお願いいたします。

### 記

#### 1 助産所情報の新規登録

平成 29 年 4 月 1 日以降において、助産所の新規開設等により初めて出産育児一時金等の直接支払制度における出産育児一時金等代理申請・受取請求書（以下「専用請求書」という。）を支払機関へ提出する場合は、事前に別紙様式「出産育児一時金等の直接支払制度に係る登録用紙（助産所）」（以下「登録用紙」という。）に必要事項を記載し、開設時に都道府県知事から交付された開設許可書の写しを添付の上、社会保険診療報酬支払基金あてに提出すること。

なお、助産所における専用請求書の作成時に必要となる助産所コード（7桁）の設定については、厚生労働省が社会保険診療報酬支払基金からその旨連絡を受け、助産所コードを設定の上、当該助産所あて通知すること。

#### 2 助産所情報の変更登録等

平成 29 年 4 月 1 日以降において、社会保険診療報酬支払基金あて提出した登録用紙の記載内容に変更が生じる場合（平成 29 年 3 月 31 日以前に日本助産師会へ提

出しているものを含む)、又は開設者が助産所を廃止する場合は、登録用紙にその旨記載の上、速やかに社会保険診療報酬支払基金あてに提出すること。

### 3 助産所情報の提供

助産所から提出された登録用紙に基づく助産所情報については、出産育児一時金等の直接支払制度における支払機関の支払業務に限り使用することを目的として、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会へ提供するものであること。なお、平成 29 年 3 月 31 日以前にすでに設定されている助産所コードについては、平成 29 年 4 月 1 日以降も変更されないため、支払機関への出産育児一時金等の請求にあたっては、引き続きご活用いただきたい。

出産育児一時金等の直接支払制度に係る登録用紙（助産所）

別紙

年 月 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

住 所

届出者

氏 名

印

登 録 区 分		変 更（ 廃 止 ） 年 月 日				変 更 項 目（①～⑥）					
新規・変更・廃止		年 月 日									
基 本 情 報	助産所コード					助産所開設年月日	年 月 日		助産所形態	個人助産所・法人助産所	
	① 助産所名	フリガナ									
	② 所在地	郵便番号					電話番号				
		フリガナ									
	③ 開設者 (法人の場合は法人名)	フリガナ									
④ 代表者名	開設者と同じ	フリガナ									
振 込 先 情 報	⑤ 振込銀行（口座）	銀行コード	フリガナ				銀行	預金種目			
								1 普通 ・ 2 当座			
		支店コード	フリガナ				支店	口座番号			
⑥	口座名義（カナ）										
	口座名義（漢字）										
									支 払 基 金 使 用	受 付 印	
										登録	確認

- ※1 この登録用紙の情報は、社会保険診療報酬支払基金の業務に用いる外に厚生労働省を通じて国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に情報提供することをご了承願います。
- 2 この登録用紙の内容のうち、個人情報に該当する事項については、社会保険診療報酬支払基金、厚生労働省、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会の業務に用いるものであり、個人情報保護法第16条第3項に定める場合のほか、本人の同意なくして他の利用目的に使用することはありません。
- 3 登録区分が「新規」の場合は、助産所開設時に交付されている「開設許可書」を添付の上、提出してください。

## 作成要領

- 1 「届出者」は、法人の場合は代表者から、その他の場合は開設者から届け出願います。  
なお、届出者の印を押印願います。（シャチハタ不可）
- 2 登録区分は「新規」、「変更」、「廃止」のいずれかを「○」で囲んでください。
- 3 「変更（廃止）年月日」は、登録区分が「変更」の場合は登録内容の変更日を、「廃止」の場合は廃止日を記入してください。
- 4 「変更項目」は、登録区分が「変更」の場合に①から⑥の該当する番号を記入してください。
- 5 基本情報は変更区分にかかわらず、すべて記入してください。  
ただし、「助産所コード」は、登録区分が「新規」の場合は記入の必要はありません。
- 6 「助産所形態」は、「個人」が開設した場合は「個人助産所」に、「法人」が開設した場合は「法人助産所」を「○」で囲んでください。
- 7 「代表者名」は、開設者と同じ場合は「開設者と同じ」を「○」で囲んでください。なお、異なる場合は記入してください。